

Title	中国における中小企業信用保証制度の展開と課題：浙江省温州市を中心にして
Sub Title	Development and some problems concerning about credit guarantee system for SME in China
Author	森田, 和正(Morita, Kazumasa)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2004
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.96, No.4 (2004. 1) ,p.595(133)- 609(147)
JaLC DOI	10.14991/001.20040101-0133
Abstract	<p>中国では、日本の「中小企業基本法」に相当する「中華人民共和国中小企業促進法」が2002年6月29日に全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され、2003年1月1日より施行された。その第2章には中小企業に対する「資金支援」が置かれ、「中央財政予算に中小企業勘定を設け、中小企業の発展を支援する専用資金を手当てし、地方人民政府も、中小企業に財政支援を提供しなければならない」とされた。そして中小企業に対する「資金支援」の重要課題として、目下推進されているのが中国全土における信用保証制度の設置・展開である。中国の高成長を担い、労働者に雇用確保を実現したのは私営中小企業であった。私営企業は成長、雇用確保の両面において近年の中国経済発展を担うと共に、「社会主義的市場経済」推進の原動力となってきた。これら私営中小企業に対する「資金支援」の手段として中小企業に対する信用保証機構の設置・整備が、現在テスト的に進められている。そのテスト数が最も多いのが浙江省であり、温州市はモデルともされる中小企業発展の地でもある。中国の信用保証制度には、①地方政府出資による保証機構、②民間出資による商業性の保証機構、③企業相互保証機構、の3種類が存在し現在のところ殆ど順調に機能している。</p> <p>中小企業信用保証制度が市場経済を補完するための政策手段であることへの認識は世界各国共通し、中国でも政策当局の認識は同様である。しかし中国においては、中小企業信用保証制度の運営、維持、存続手段を市場経済にゆだねようとしている。しかもその信用保証会社による投資業務さえ行われようとしている。保証先企業に対する投資も視野に入れている。これを行えば「一運托生」、信用保証の意味が根本から崩壊するであろう。</p> <p>金融機関からの「フォーマル」な融資が受けられない中小企業は、「インフォーマル」融資、「民間クレジット」に頼らざるを得ない。これには種々のケースがあり、通常で金利は市中金利の数倍であり、返済は社会問題にもなっている。これを正規ルートにのせようとあみだしたのが「依頼融資」である。資金を持つ人と持たない人が、市中銀行等を通じず資金を融通する制度が「インフォーマル」融資であるが、これを銀行が仲介、表面化し借手の存在を認め手数料を取るという制度である。「依頼融資」とは、市中銀行等が直接融資しないで、インフォーマルな機関や個人に対し融資を依頼するという意味であろう。この様な「依頼融資」に対し、信用保証会社が信用保証をしようとするのである。「インフォーマル」融資の適応金利は政策的にチェックされ、違反であれば処罰されるという。日本流に言えば、ノンバンクに対し信用保証するとでも表現できよう。政策的にチェックできないから「インフォーマル」なのではないか。もし可能であっても、結果的に「インフォーマル」金融を促進することになるであろう。数年後の中国においては、中小企業金融における新たな展開が予想される。</p> <p>In China, "The People's Republic of China Medium and Small-Sized Business Promotion Act," which is equivalent to Japan's "Small and Medium-sized Enterprise Basic Act" was adopted at the National People's Congress Managing Committee's 28th Meeting on June 29, 2002, and was effective from January 1, 2003.</p> <p>The second chapter of the Act, entitled "Funds Support," designated for medium and small-sized businesses, provides that "an account for medium and small-sized businesses be set up in the Central Fiscal Budget, securing funds to help medium and small-sized businesses grow, and the People's Local Governments provided financial support to medium and small-sized businesses." Currently, the establishment and development of a credit guarantee system as an important issue of "Funds Support" for medium to small-sized businesses is promoted throughout China. It was the private medium to small-sized businesses that helped achieve rapid economic growth and secured employment for laborers.</p> <p>Private enterprises supported the recent economic development in China in terms of growth and offering employment, and they were at the same time the driving force behind the promotion of the "socialistic market economy."</p> <p>Currently, the establishment and servicing of a credit guarantee organization for medium to small-sized businesses as a means of "Funds Support" designed for private medium to small-sized</p>

	<p>businesses is being explored.</p> <p>The most number of such test cases are in Zhejiang Province, and its Wenzhou City is a model where many medium to small-sized businesses are flourishing.</p> <p>There exist three types of credit guarantee systems in China: (1) guarantee organizations funded by local governments; (2) commercial guarantee organizations funded by the private sector; and (3) mutual guarantee organizations set up by participating businesses, and they have all been operating smoothly thus far.</p> <p>It is commonly acknowledged by countries worldwide that credit guarantee systems for small to medium-sized businesses are a policy tool to complement the market economy.</p> <p>However, China is trying to rely solely on the market economy for the administration, maintenance, and survival means of the small to medium-sized businesses credit guarantee system.</p> <p>Besides, credit guarantee companies will engage in investment business.</p> <p>They are eyeing the possibility of investing in their obligors.</p> <p>Once they actually do it, however, the meaning of credit guarantee would disintegrate from the core.</p> <p>Those small to medium-sized companies that cannot qualify to obtain "formal" loans from financial institutions have no choice but to depend on "informal" loans, or "private credit."</p> <p>"While a variety is available, the interest rates are typically charged at market rates and it is becoming a social problem.</p> <p>One attempt to bring these informal arrangements back on the normal route is through "requested loans."</p> <p>"Informal" loans are provided to those that do not have funds by those that do without going through financial institutions, but in this system, banks play the role as a mediator, acknowledging the borrowers and charging fees.</p> <p>"Requested loans" may mean that loans are requested from informal institutions and individuals without directly going through formal financial institutions.</p> <p>Besides, credit guarantee companies are considering providing credit guarantees on behalf of such "requested loans."</p> <p>Applicable rates on "informal" loans are checked and penalized by the government if they violate the rules.</p> <p>In a Japanese style, we could say these are credit guarantees to non-bank financial institutions. Since they cannot be checked by the regulators, they might be "informal."</p> <p>Even if it was possible, "informal" financing would be promoted as a result.</p> <p>In several years from now in China, we expect to see new developments regarding financing for small to medium-sized companies.</p>
Notes	小特集：移行期・中国における市場形成・制度改革・産業発展：「温州モデル」を中心に V 資金供給
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20040101-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における中小企業信用保証制度の展開と課題 ―浙江省温州市を中心にして―

Development and Some Problems Concerning about Credit Guarantee System for SME in China

森田 和正(Kazumasa Morita)

中国では、日本の「中小企業基本法」に相当する「中華人民共和国中小企業促進法」が2002年6月29日に全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され、2003年1月1日より施行された。その第2章には中小企業に対する「資金支援」が置かれ、「中央財政予算に中小企業勘定を設け、中小企業の発展を支援する専用資金を手当てし、地方人民政府も、中小企業に財政支援を提供しなければならない」とされた。そして中小企業に対する「資金支援」の重要課題として、目下推進されているのが中国全土における信用保証制度の設置・展開である。中国の高成長を担い、労働者に雇用確保を実現したのは私営中小企業であった。私営企業は成長、雇用確保の両面において近年の中国経済発展を担うと共に、「社会主義的市場経済」推進の原動力となってきた。これら民営中小企業に対する「資金支援」の手段として中小企業に対する信用保証機構の設置・整備が、現在テスト的に進められている。そのテスト数が最も多いのが浙江省であり、温州市はモデルともされる中小企業発展の地でもある。中国の信用保証制度には、①地方政府出資による保証機構、②民間出資による商業性の保証機構、③企業相互保証機構、の3種類が存在し現在のところ殆ど順調に機能している。

中小企業信用保証制度が市場経済を補完するための政策手段であることへの認識は世界各国共通し、中国でも政策当局の認識は同様である。しかし中国においては、中小企業信用保証制度の運営、維持、存続手段を市場経済にゆだねようとしている。しかもその信用保証会社による投資業務さえ行われようとしている。保証先企業に対する投資も視野に入れている。これを行えば「一蓮托生」、信用保証の意味が根本から崩壊するであろう。金融機関からの「フォーマル」な融資が受けられない中小企業は、「インフォーマル」融資、「民間クレジット」に頼らざるを得ない。これには種々のケースがあり、通常で金利は市中金利の数倍であり、返済は社会問題にもなっている。これを正規ルートにのせようと思ひだしたのが「依頼融資」である。資金を持つ人と持たない人が、市中銀行等を通じず資金を融通する制度が「インフォーマル」融資であるが、これを銀行が仲介、表面化し借手の存在を認め手数料を取るという制度である。「依頼融資」とは、市中銀行等が直接融資しないで、インフォーマルな機関や個人に対し融資を依頼するという意味であろう。

金融機関からの「フォーマル」な融資が受けられない中小企業は、「インフォーマル」融資、「民間クレジット」に頼らざるを得ない。これには種々のケースがあり、通常で金利は市中金利の数倍であり、返済は社会問題にもなっている。これを正規ルートにのせようと思ひだしたのが「依頼融資」である。資金を持つ人と持たない人が、市中銀行等を通じ

ず資金を融通する制度が「インフォーマル」融資であるが、これを銀行が仲介、表面化し借手の存在を認め手数料を取るという制度である。「依頼融資」とは、市中銀行等が直接融資しないで、インフォーマルな機関や個人に対し融資を依頼するという意味であろう。この様な「依頼融資」に対し、信用保証会社が信用保証をしようとするのである。「インフォーマル」融資の適応金利は政策的にチェックされ、違反であれば処罰されるという。日本流に言えば、ノンバンクに対し信用保証するとでも表現できよう。政策的にチェックできないから「インフォーマル」なのではないか。もし可能であっても、結果的に「インフォーマル」金融を促進することになるであろう。数年後の中国においては、中小企業金融における新たな展開が予想される。

Abstract

In China, “The People's Republic of China Medium and Small-Sized Business Promotion Act,” which is equivalent to Japan’s “Small and Medium-sized Enterprise Basic Act” was adopted at the National People’s Congress Managing Committee’s 28th Meeting on June 29, 2002, and was effective from January 1, 2003. The second chapter of the Act, entitled “Funds Support,” designated for medium and small-sized businesses, provides that “an account for medium and small-sized businesses be set up in the Central Fiscal Budget, securing funds to help medium and small-sized businesses grow, and the People’s Local Governments provided financial support to medium and small-sized businesses.” Currently, the establishment and development of a credit guarantee system as an important issue of “Funds Support” for medium to small-sized businesses is promoted throughout China. It was the private medium to small-sized businesses that helped achieve rapid economic growth and secured employment for laborers. Private enterprises supported the recent economic development in China in terms of growth and offering employment, and they were at the same time the driving force behind the promotion of the “socialistic market economy.” Currently, the establishment and servicing of a credit guarantee organization for medium to small-sized businesses as a means of “Funds Support” designed for private medium to small-sized businesses is being explored. The most number of such test cases are in Zhejiang Province, and its Wenzhou City is a model where many medium to small-sized businesses are flourishing. There exist three types of credit guarantee systems in China: (1) guarantee organizations funded by local governments; (2) commercial guarantee organizations funded by the private sector; and (3) mutual guarantee organizations set up by participating businesses, and they have all been operating smoothly thus far.

It is commonly acknowledged by countries worldwide that credit guarantee systems for small to medium-sized businesses are a policy tool to complement the market economy. However, China is trying to rely solely on the market economy for the administration, maintenance, and survival means of the small to medium-sized businesses credit guarantee system. Besides, credit guarantee companies will engage in investment business. They are eyeing the possibility of investing in their obligors. Once they actually do it, however, the meaning of credit guarantee would disintegrate from the core. Those small to medium-sized companies that cannot qualify to obtain “formal” loans from financial institutions have no choice but to depend on “informal” loans, or “private credit.” While a variety is available, the interest rates are typically charged at market rates and it is becoming a social problem. One attempt to bring these informal arrangements back on the normal route is through “requested loans.” “Informal” loans are provided to those that do not have funds by those that do without going through financial institutions, but in this system, banks play the role as a mediator, acknowledging the borrowers and charging fees. “Requested loans” may mean that loans are requested from informal institutions and individuals without directly going through formal financial institutions. Besides, credit guarantee companies are considering providing credit guarantees on behalf of such “requested loans.” Applicable rates on “informal” loans are checked and penalized by the government if they violate the rules. In a Japanese style, we could say these are credit guarantees to non-bank financial institutions. Since they cannot be checked by the regulators, they might be “informal.” Even if it was possible, “informal” financing would be promoted as a result. In several years from now in China, we expect to see new developments regarding financing for small to medium-sized companies.

中国における中小企業信用保証制度の展開と課題

—浙江省温州市を中心にして—

森 田 和 正

要 旨

中国では、日本の「中小企業基本法」に相当する「中華人民共和国中小企業促進法」が2002年6月29日に全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され、2003年1月1日より施行された。その第2章には中小企業に対する「資金支援」が置かれ、「中央財政予算に中小企業勘定を設け、中小企業の発展を支援する専用資金を手当てし、地方人民政府も、中小企業に財政支援を提供しなければならない」とされた。そして中小企業に対する「資金支援」の重要課題として、目下推進されているのが中国全土における信用保証制度の設置・展開である。中国の高成長を担い、労働者に雇用確保を実現したのは私営中小企業であった。私営企業は成長、雇用確保の両面において近年の中国経済発展を担うと共に、「社会主義的市場経済」推進の原動力となってきた。これら民営中小企業に対する「資金支援」の手段として中小企業に対する信用保証機構の設置・整備が、現在テスト的に進められている。そのテスト数が最も多いのが浙江省であり、温州市はモデルともされる中小企業発展の地でもある。中国の信用保証制度には、①地方政府出資による保証機構、②民間出資による商業性の保証機構、③企業相互保証機構、の3種類が存在し現在のところ殆ど順調に機能している。

中小企業信用保証制度が市場経済を補完するための政策手段であることへの認識は世界各国共通し、中国でも政策当局の認識は同様である。しかし中国においては、中小企業信用保証制度の運営、維持、存続手段を市場経済にゆだねようとしている。しかもその信用保証会社による投資業務さえ行われようとしている。保証先企業に対する投資も視野に入れている。これを行えば「一蓮托生」、信用保証の意味が根本から崩壊するであろう。

金融機関からの「フォーマル」な融資が受けられない中小企業は、「インフォーマル」融資、「民間クレジット」に頼らざるを得ない。これには種々のケースがあり、通常で金利は市中金利の数倍であり、返済は社会問題にもなっている。これを正規ルートにのせようとあみだしたのが「依頼融資」である。資金を持つ人と持たない人が、市中銀行等を通じず資金を融通する制度が「インフォーマル」融資であるが、これを銀行が仲介、表面化し借手の存在を認め手数料を取るという制度である。「依頼融資」とは、市中銀行等が直接融資しないで、インフォーマルな機関や個人に対し融資を依頼するという意味であろう。この様な「依頼融資」に対し、信用保証会社が信用保証をしようとするのである。「インフォーマル」融資の適応金利は政策的にチェックされ、違反であれば処罰されるという。日本流に言えば、ノンバンクに対し信用保証するとでも表現できよう。政策的にチェックできないから「インフォーマル」なのではないか。もし可能であっても、結果的に「インフォーマル」金融を促進することになるであろう。数年後の中国においては、中小企業金融における新たな展開が予想される。

キーワード

中小企業信用保証制度，代位弁済，信用保険，分割保証，中小企業の発展

はじめに

中国では，日本の「中小企業基本法」に相当する「中華人民共和国中小企業促進法」⁽¹⁾が2002年6月29日に全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され，2003年1月1日より施行された。そして本法制定の持つ意味は大きい。つまり今まで，中国においては国有企業，郷鎮企業，外資企業など所有制別，または科学技術振興，輸出促進など目的別の産業政策はとられてきたが，「中小企業」という規模概念による政策はとられてこなかった⁽²⁾。それが今回，「中小企業」という規模概念が産業政策にとり入れられ「中小企業促進法」と明示されたのである。日本流でいえば，初めて「中小企業」発展・促進のための法が制定・施行されたのである。

「促進法」は，第1章 総則，第2章 資金支援，第3章 創業支援，第4章 技術支援，第5章 市場開拓，第6章 社会サービス，7. 附則 の7章の構成になっているが，総則は本法の目的，国，國務院や行政管理部門の役割，そして政策対象である中小企業の経営上の目標・義務が書かれている。そして第2章に「資金支援」が置かれ，「中央財政予算に中小企業勘定を設け，中小企業の発展を支援する専用資金を手当てしなければならない。地方人民政府は，実情を踏まえて，中小企業に財政支援を提供しなければならない⁽³⁾」と記されている。つまり中央政府予算において，今まで存在しなかった「中小企業」に関する予算措置と地方政府の財政支援がなされることになった⁽⁴⁾。

「促進法」公布直後の2002年8月，日本の中小企業庁に相当する国家経済貿易委員会中小企業司（当時）の責任者は，「中国中小企業がさらに発展するためには，①融資問題，②技術・設備・管理の遅れ，③人的資源の稀少，④情報の偏在，これらの解決が課題である⁽⁵⁾」と語り，ここでも「融資問題」を民営企業の経営課題の第一にあげていた。かつての「経貿委」職務の中小企業対策部分を継承した「国家発展・改革委員会中小企業司」の政策担当責任者は，2003年9月，中小企業関連として5,000万元が予算措置されたことを示した。この金額そのものは日本円に換算し8億円程度の小額であるが，予算項目として「中小企業発展促進対策費」⁽⁶⁾が設置されたことの意義は大き

(1) 日本語訳，日中経済協会。JETRO 提供。以下「促進法」という。

(2) 黒瀬直宏専修大学教授が「促進法」制定直後にその意義を論じている。『商工金融』第52巻9号（2002年9月）

(3) 「促進法」第10条

(4) 日本の旧・中小企業基本法に見られる，独占対中小企業という関係を前提とした中小企業近代化「促進法」設置を中国当局は意識していない。

(5) 当時の中小企業司中小企業総合処処長談。

(6) 予算番号6116

い。中央政府における予算措置は小額だが、これを契機として、省・市・県・鎮など地方政府が「中小企業促進」のための「資金支援」対策を打出したのである。そして中小企業に対する「資金支援」の重要課題として、目下推進されているのが中国全土における信用保証制度の設置・展開である。本稿は、この様な中国における「中小企業信用保証制度」の展開を、浙江省温州市を事例として、現状と課題、そして政策提示することを目的としている。

1. 中国の中小企業信用保証制度

(1) 中国における中小企業信用保証制度設立の経緯

中国の市場経済化の進展は急激、経済成長も急ピッチである。この中国経済の高成長を担った主体が私営（民営）企業・個人企業であった。「中国の産業の状況は毎年変わっており、少し前の情報でもすぐに時代遅れになってしまう⁽⁷⁾」現状にある。そしてこの高成長は、沿海部と内陸部、都市と農村の所得格差、未開発地域の低賃金労働力の供給を前提にした高成長でもあり、同時に国有企業改革によって失職した労働者に就業の場を提供し、雇用確保を実現したのも私営企業であった。私営企業は成長、雇用確保の両面において近年の中国経済発展を担うと共に、「社会主義的市場経済」推進の原動力となってきた。そしてこれら私営企業の殆どが中小企業⁽⁸⁾であり、中国政府の私営中小企業に対する期待は非常に高い。国有企業、また、その元労働者が、備えた技術力を現場で生かす事例にも我々の調査活動のなかで遭遇したが、全体的には国有企業は非効率、民営企業が経済発展の担い手と考えている経営者や政策担当者が多数であった。多くの民営企業の董事長・総経理は、国有企業は競争者ではないと語っていた。中国政府にとって民営中小企業は、経済成長の原動力、雇用確保の基盤なのであり、これら民営中小企業に対し「資金支援」することが中国経済政策における現在の重点課題となっている。

さて、市場経済下においては、企業の資金調達の意味は大きく、だからこそ「促進法」の冒頭に「資金支援」が掲げられている。これは中小企業が「資金不足」であることを示し、中国中小企業発展のためには、中小企業の資金確保が必要である。この中小企業の「資金支援」のため、日本の例からすれば間接金融の充実を要するが、現在の中国においては、金融機関と中小企業間の信用関係の形成が未成熟である。金融機関側は、「民営中小企業の経理や経営内容は不透明、そして担保不足」を語り、中小企業側は「金融機関は優良な企業へ貸出するが、他の多くの中小企業に融資しない」と受けとめている。中国の中小企業金融は貸し手、借り手双方に問題を抱えており、貸し手側には、審査能力不足、担保主義、データの蓄積不足が存在し、借り手側には、企業会計制度の未

(7) 丸川知雄編（2000年）『中国産業ハンドブック』蒼蒼社

(8) 中国における「中小企業」の量的規定は、我々プロジェクトの主査渡辺幸男慶應義塾大学教授他、他稿が記すであろう。

表1 中国における中小企業信用保証機関数（1999年現在）

北京市 2	天津市 1	内モンゴル自治区 14	河北省 4	山西省 8	遼寧省 8
吉林省 8	黒竜江省 5	上海市 5	江蘇省 12	山東省 9	安徽省 11
福建省 11	江西省 6	浙江省 41	河南省 12	湖北省 6	湖南省 1
広東省 3	広西省 4	海南省 2	雲南省 4	貴州省 8	四川省 8
重慶市 2	西蔵自治区 0	陝西省 10	甘肅省 7	宁夏自治区 5	
新疆自治区 6	青島 3				
合計 226					

（国家経済貿易委員会《当時》資料による。JETRO 提供）

整備、金融機関への信頼欠如、担保不足の問題がある。また三角債や情実融資の不良債権化等過去の経験を経て、中国の中小企業がさらに発展するためには、中小企業金融の環境整備が必要であると政策担当者らは認識している。この金融機関と中小企業間における信用関係形成のため、中国政府はその支援手段として、「中小企業信用保証制度」をテスト的に実験しているのである。

さて、中国における中小企業信用保証制度は、1999年の経貿委通達「中小企業信用保証体系構築モデル事業に関する指導意見」⁽⁹⁾によって、「試験的」に実施するとされた。「当時」の経済貿易委員会から指定承認された、このモデル事業指定地域の保証機関数は合計226、その所在は31市、省、自治区であった（表1）。香港・マカオ、西蔵自治区を除く全て（台湾を含めない）の省市等で信用保証制度が「実験」され、とりわけ設置数が多いのが浙江省の41機関である。しかし中国全土における中小企業信用保証制度の展開は、「テスト」の段階を超え、「実行されつつある」と認識する方が正確な理解に近い。

(2) 浙江省温州市における中小企業信用保証制度の展開

浙江省温州市は東側を東海（太平洋）に面し、他が山間部で囲まれている。この温州市所在企業16万7千の内、中小企業が99%以上を占めている。これら中小企業の資金は、温州人の内部蓄積によって形成され（温州モデル）、広東省における外国企業との合弁企業の事例（珠江モデル）と対比される。我々が調査した広東省東莞における企業の創業資金を含めた資金調達⁽¹⁰⁾は、香港、台湾、日本企業、あるいは香港上海銀行など国際的銀行に依存していたが、これに対し温州市中小企業の創業資金やその後の経営資金は、温州人の内部資金調達が多かった。しかしこの様な中小企業がさらに発展するためには、「資金支援」がさらに求められている。

中国における中小企業信用保証制度の展開を明らかにするため日本の中小企業信用保証制度を要

(9) 1999年経貿委（当時）通達540号。以下「通達」と記す。

(10) 創業以後の運転資金や設備資金の調達を広東発展銀行や、深圳発展銀行が担った事例も把握しているが、多くの小零細民営中小企業に対する融資は十分に果たされていない。このため銀行などの「フォーマル」資金と共に「インフォーマル」資金の提供を行う組織も多種類存在し、融資額も多額に上っているのが現状である。

約すると、日本の中小企業信用保証協会は「信用保証協会法」によって設立され、「中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする」「公的」信用保証制度である。都道府県を単位に47協会、市を単位として5協会（横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪）、日本全国に合計52保証協会が設置・展開されている。その信用保証協会の基本財産合計は6,700億円であり、地方公共団体による出^{しゆつえんきん}捐金（5,600億円）と金融機関による出捐金+金融機関等負担金（1,100億円）によって構成されている。言うまでもなく中小企業政策の一環として設立された利益追求を目的としない「公的」信用保証制度である。

これに対し、中国の信用保証制度は、「通達」によって3種類が存在することになっている。①地方政府出資による保証機構、②民間出資による商業性の保証機構、③企業相互保証機構、である。①は市や県、鎮といった、日本の県、市などの出資による中小企業信用保証機構であり、日本流に言えば公的な信用保証機構と理解できる。②は個人企業や有限・株式会社、又は団体などの出資による「民営企業」としての利益追求型信用保証会社であり、温州市における信用担保有限公司が象徴している。③は中小企業相互間の「共済」による信用保証制度である。つまり現在の中国においては、中小企業信用保証制度が公的と同時に、商業的、共済的に展開されているのである。

中国は「中小企業信用保証制度」を「一体四層両翼」とし、財政予算を支出した「一体」つまり中国全体における一つの信用保証制度体系の構築を目指し、「四層」中央—省—市—県レベルにおいて政策展開し、「両翼」として商業性信用保証制度、企業互助性信用保証制度が位置している⁽¹¹⁾。以下は、温州市における二つの信用保証制度事業を例に表題を論じる（表2）⁽¹²⁾。

①信用保証機構の法人的性格

温州市の信用保証制度は、上記通達②商業性による「有限公司」つまり有限会社として展開されていることに大きな特色がある。温州市中小企業信用担保（保証）有限公司⁽¹³⁾は、市政府と不動産会社や観光業等民間企業6社の合同出資により設立され、一方、温州市銀信投資担保有限公司⁽¹⁴⁾は、印刷業等全て民間企業により出資されている。温州市公司是前記通達の①政府出資+②商業性、の性格を持ち、銀信公司是②商業性による有限担保公司である。中国清華大学調査によれば「北京市中小企業信用担保資金」は1998年に発足し、約3年間で保証件数210件、保証金額5.8億元（1件当り保証額約280万元）、また北京の1年後に発足した「寧夏回族自治区銀川市信用保証センター」は約2年間で91件、7,500万元（1件当り保証額約82万元）の保証実績と比較すると、温州市における信

(11) 2003年9月「中小企業発展・改革委員会中小企業司」政策担当責任者談。この説明では、実際には進められているにもかかわらず、政府出資による信用担保公司の意義は述べられなかったが、政府資金を使わない商業的、共済的組織設立を積極的に目指すということであろうか。

(12) 他の事例は、拙稿「中国の信用保証機構」日本中小企業学会論集22『中小企業存立基盤の再検討』同友館、2003年参照。

(13) 以下、温州市公司与略す。

(14) 以下、銀信公司与略す。

表2 温州市信用保証制度の事例

項目	温州市中小企業信用担保有限公司 (2001年8月調査)	同左 (2003年9月調査)	温州市銀信担保有限公司 (2001年8月調査)	温州市銀信投資担保有限公司 (2003年9月調査)
名称の変化	—	同左	名称中、「投資」の文字は存在しなかった。	名称中、「投資」の文字が入った。
基金額	1,000万元	5,000万元増資され、合計6,000万元。	2,000万元	同左
基金の内訳	市政府300万元、残額不動産、観光業等6社	10企業からそれぞれ500万元増資された。	印刷業など全て民間企業	同左
会員制	有限会社。温州市中小企業発展促進会が創設に尽力。しかし会員制ではない。	同左	有限会社	同左
協力銀行	温州市商業銀行のみ。	同左	—	—
保証倍率	出資金の5倍	同左	出資金の5倍	同左
保証実績	—	400件、2億元(累計)	—	430件、2.9億元(累計)
審査体制	職員8人中、4人が審査担当(元銀行長、銀行員、会計士)。これら、内部職員で審査してきた。	増資後は、スタッフ20人の予定。	職員7人(前職は信用社や農業基金会などすべて金融関係、内2人が審査担当。)	同左
代位弁済	0件	0件(2件の抵当権執行)	—	2件、100万元
反担保	優良企業以外は70~90%の担保を徴求する。	同左	—	—

用保証業務の展開状況の特徴は①小口多数、②件数の急拡大といえよう。これは温州市における中小企業信用保証機構の利用者である民営中小企業が躍動し、その主体を小零細企業が担っていることが理由である。これらの中小企業の資金需要を補完、満たすために、「温州市公司」は増資し、「銀信」では「民間クレジット」の縮小のため、「依頼融資」への保証の可能性が語られていた。

②出資額と保証倍率

株式会社の資本金に相当するのが、ここでいう出資額である。そして保証倍率とは、この出資額に対し何倍まで保証可能かどうかを示す指標である。温州市公司是2001年発足当時の出資額は1,000万元であったが、2003年調査時には5,000万元の増資がなされ、合計6,000万元となっていた。2003年9月調査現在、銀信公司是2,000万元の同額であった。温州市公司では、出資金が6,000万元であるので3億元、銀信公司では出資金が2,000万元に対し1億元までの保証が可能ということである。

ある。つまり事故率が低いことを想定すれば、保証倍率を高く設定することが可能となる。逆に保証倍率を一定とすれば、保証総額の増加のために出資金の増額が必要となる。温州市公司はこれを行ったのだ。ちなみに日本の信用保証協会は、基本財産の35～60倍の保証倍率が個別に設定され(平均52.4倍)、これに比較すると温州市の信用保証会社においては今のところ、出資額に対する保証倍率は極めて低く、「堅実」な保証倍率設定になっている。

③会員制

保証を受ける企業が会員とならねばならないかどうかに関しては、前記通達の③共済制度による信用保証制度の展開にかかわるが、温州市における両・信用保証有限公司は会員制でない。⁽¹⁵⁾しかし温州市公司においては、設立当時に強く関わった中小企業団体の「温州市中小企業発展促進会」を通じる申込ルートが存在し、約3年間の保証申込600～700件の内、「促進会」を通じた申込が20～30件あった。業務運営上で、通達③共済、の要素がとり入れられていると解釈してもおかしくはない。しかし、これは組織が中小企業相互の「共済制度」として信用保証機構が運営されているのではなく、設立経緯や現実の業務運営上、「促進会」が実質的に機能しているといえる。銀信公司においては共済的な要素は存在しない。

④保証割合

保証割合とは、金融機関の融資額に対する信用担保公司の保証割合を指し、金融機関が中小企業に1億元融資した場合に中小企業が返済不能になった際、1億元すべて信用保証機構が保証するか(全部保証)、40%～80%などその一部分を保証するか(部分保証)の差違を示している。欧米諸国においては部分保証が主流をなし、全部保証は日本が世界に誇る制度である。温州市の両・信用担保公司は、日本のような全部保証で運営されている。

⑤保証期間

当然のことだが、融資に対して融資期間が存在する。中国の中小企業融資は通常3～6ヶ月、長くとも1年の短期融資を主体としており、1年を超える融資は多くない。従って信用担保公司の保証期間も短期である。

⑥保証料率・保証実績

保証料率は「通達」によって、銀行金利の50%以内となっていて、それぞれ保証料率を定めている。温州市公司の約2年間の保証実績累計は、400件、2億元である。1件当りの保証額は50万元と極めて小額である。同様に銀信公司も発足以来、430件、2.9億元、1件当りの保証額は同様である。

⑦審査体制

温州市公司の職員は8人、元銀行長や銀行員、会計士4人が審査担当、これら内部職員が審査し

(15) 瀋陽、天津における展開は、注(12)の拙稿参照。

てきた。しかし増資後はスタッフを12人増員し、20人とする予定である。主としてメンバーは、協力銀行のOBスタッフなどの協力を得て行なっている。

一方の銀信会社の職員7人は信用社や旧農業基金会、などすべて金融関係出身者であり、その内2人が審査担当者である。

⑧代位弁済

代位弁済は温州市公司0件、銀信公司2件、100万元であるが、これをどの様に評価するか問題であろう。日本的な信用保証制度の考え方からすれば、代位弁済の発生は最大の努力を払って防ぐが、最終的にはそれを政策的に資金手当しなければならない政策対象である。しかし、温州市における商業性信用担保会社の展開においては、代位弁済は大きな「コスト」であり、その発生を「商業的」に防がねばならない。

⑨反(逆)担保

反(逆)担保とは、信用担保公司から保証を受けようとする企業が、信用担保公司に対し、逆に株や債券、他企業の保証などを担保に入れることを指すが、日本の信用保証協会が担保や人的保証を求めているのと同様な制度である。温州市公司の保証企業は、70%~90%の逆担保を求められると聴取したが、市中銀行制度の充実を願うのみである。

2. 日欧米と比較した中国中小企業信用保証制度の課題

(1) 日本の中小企業信用保証制度

さて中小企業信用保証制度が中小企業の信用力を外部から補完し、中小企業金融の円滑を目的とする制度であることは各国共通である。それは、それぞれの国々において経済成長、雇用、政治的安定にとって中小企業の果たす役割が非常に大きいことを示している。日本においては、1930年大阪府において「工業組合に対する短期小額融通資金損失補償制度」という損失補償制度として、中小企業信用保証制度の原形が創始された。その後、地方公共団体による損失補償制度が普及し、1934年には国の再補償制度も実施された。また信用保証協会も1937年東京信用保証協会の設立を皮切りに、京都、大阪と設立されていった。しかしこれらの損失補償制度、信用保証制度は、敗戦色が強まる中で全面的に収縮し、敗戦直後、GHQからの覚書によって全面停止された⁽¹⁶⁾。日本の信用保証制度がナチスドイツの信用保証制度を模範として導入されたため、全体主義の烙印を押されたのである。戦前・敗戦直後の損失補償制度・再補償制度と地方公共団体による信用保証協会の設立期は、わが国における中小企業に対する信用保証・保険制度の「創生期」といえよう。

戦後のドッジデフレの中で、日本の信用保証制度は、まずは中小企業者に対する信用保険制度と

(16) 「中小企業信用保険公庫史」中小企業総合事業団発行、2000年、p.3

して再スタートした。1950年に「中小企業信用保険法」が制定され、特別会計にて「金融機関の中小企業に対する貸付についての直接保険」が開始された。つまり政府が特別会計によって、借入困難な中小企業のために、その信用を金融機関に対して直接保険する制度が立法化されたのである。この保険制度と民法によって設立されていた信用保証協会とが（信用保証協会法制定以前であるから）、特に小口金融の分野で競合する時期さえあった。これらの時期を経て、各地の「信用保証協会」の行う中小企業者の借入についての保証に対する保険が1951年に開始され、その後、「信用保証協会法」が制定されたのは1953年であった。中小企業の借入を保証協会が保証し、保険制度が再保険する日本の信用補完制度はこうして形成された。我が国の信用保証制度・信用保険制度は、大阪における損害補償制度から数えれば74年、社団法人東京信用保証協会設立から67年の豊富な歴史をもつ制度であり、2002年現在、保証債務残高33兆円、保証債務件数4.4百万件、そして日本の中小企業者の43%が利用している制度⁽¹⁷⁾となっている。中小企業金融に対して側面から支援する制度の意義は世界的にも認知されているところである。しかし、この様に伝統ある日本の信用保証・信用保険制度において、中小企業の苦境を反映して、代位弁済が増加しているのが現状である。

(2) 欧米の中小企業信用保証制度

日本の信用保証制度がドイツを原形としているのは前記のとおりだが、欧州各国・米国においても盛んに制度展開されている。後掲の表中の国以外にも、オーストリア・ベルギー・チェコ・デンマーク・フィンランド・ギリシャ・ハンガリー・オランダ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス等で成立、アメリカ・カナダの制度にも歴史があり、近年ではインドネシア・韓国・マレーシア・台湾その他で設立され⁽¹⁸⁾、ベトナムでも試行、ミャンマーでもその設立が期待されている。このように中小企業者に対する信用補完制度は世界的な共通認識となっており、その国際機構においても日本は大きな役割を果たしている⁽¹⁹⁾。

さて、欧・米・日の信用保証制度を比較したものが（表3）であり、これらの現状をみながら中国における展開を展望してみよう。

①信用保証機構の法人的性格

日欧米のどの信用保証機関も政府やその外郭機関、又は協同組合によって経営されており、「非営利」であることが共通している。フランスに民間機関が存在するが、経営は成功しているとはいえない模様である。出資（基）金の原資は、中央・地方政府、金融機関、事業者団体負担など国別にまちまちである。しかし中小企業発展の支援という明確な政策的意図のもとに運営されているた

(17) 「信用保証制度の現状——2003——」社団法人 全国信用信用保証協会連合会, p.22

(18) www.cig.jasmec.go.jp 中小企業総合事業団 信用保険部門 HP

(19) ACSIC (Asian Credit Supplementation Institution Confederation) 「アジア中小企業信用補完制度実施機関連合」において、日本は主要な役割を担っている。

め、どの国の信用保証機関も利益目的で運営されていない。この点、中国では政府機関、株式・有限会社、協同組合それぞれの経営が実験されているが、営利目的の信用保証機構の設立、運営は世界に例を見ない実験であり、温州市の信用保証機構がその典型である。

②保証倍率

なお日本の保証協会の保証倍率（枠）は基本財産の35～60倍である（52の保証協会によって異なる）。この点では、保証倍率5倍という温州市の現状は極めて低水準であり、「ソロリ」とまさにテスト的にスタートしている段階といえよう。

③保証割合

金融機関からの融資額に対してどの程度保証するか、例えば日本では100%保証であるので、1,000万円の融資額に対して全額の1,000万円が保証されるが、欧・米では、業歴や融資金額等の諸条件によって、50～80%（独）、70～85%（英）、40～50%（仏）、50～60%（伊）、75～80%（米）と部分保証が主流となっている。つまり1,000万円の融資額に対して、40～85%までしか信用保証されないのである。しかしこれは中小企業の資金調達構造全体の中で評価せねばならない。例えばアメリカの中小企業には種々の直接調達の道が拓かれており、ただちに比較できない。日本における中小企業の直接調達の現状は、会社ベースでの中小企業の株式公開企業数は1万社に7社であり、0.1%にも満たない⁽²⁰⁾。しかもこれは「会社ベース」であり、個人企業を加えた企業数ベースで見れば（企業数483万＝会社数165万＋個人事業者数318万）、さらにその1/3に減少する。つまり日本においては上場基準も厳しく、現在のところ成功した一部の企業以外は、公開市場等で直接資金調達することは困難である。各国の信用保証制度は、それぞれの国々の歴史を背景に成立しているのである。中国は、保証割合に関しては100%保証、つまり全部保証の道を選択しており、日本同様の選択をしている。

④保証限度額

日本の場合、1,000万円～5億6,000万円と制度の種類毎に異なっているが、普通保証で2億円が上限である。これはドイツ約8,500万円、イギリス約4,500万円、アメリカ約9,000万円と比較すると2倍以上の保証が可能であり、日本はかなり大口保証への道を拓いている。この点、中国の保証限度額は小額で、まさに試験的である。

⑤担保

公的信用保証の本来の役割は、中小企業者が金融機関から借入する際、欠如する信用力を公的に補完することにある。多くの中小企業者は、担保や保証人に欠けるから公的保証を求めるのに、その公的保証機構が担保や保証人を徴求するのはおかしいと考える中小企業者が日本では多い。保証機関が担保徴求するかどうかは、原則徴求しない欧州（独）（伊）（英）と担保徴求する米国とに

(20) 『中小企業白書2002年版』 p.156

分れる。日本の制度においては、「無担保保証」8,000万円,「無担保無保証人」は上限1,250万円となっている。金額限度は別にして,無担保と有担保に保証種類を分ける考え方は,中小企業信用保証制度の長期的な健全運営に役立つと筆者は考える。

(21)
表3 欧米と日本の信用保証制度比較

制度内容	ドイツ	イタリア	フランス
根拠法・設立	金融制度法(銀行法)	民法	銀行法他
主務官庁	連邦経済技術省	貿易産業省	経済・財政・産業省
法人の性格	24保証銀行(元・信用保証会社14, Gemeinschaft {組合的事業体} 6, Gesellschaft {社会的事業体} 2, その他2)。いずれも自助の理念に基づく非営利事業体。	CONFIDI (consorzio di Garanzia collettiva defidi), 民法で定める組合, 協同組合。業種別に自然発生的に設立。	SCM: Sociétés de Caution Mutuelles(民間機関) SOFARIS: Société Française de Garantie des Petites et Moyennes Entreprises(政府機関)が並存。
機関数	24	約800	SCM200数十, 及び SOFARIS ⁽²²⁾
基金の内訳	株主は手工業会議所, 商業会議所, 同業組合, 各種業者団体, 金融機関, 保険会社(政府出資はない)。剰余金は配当できず, 準備金として留保。所得税は免除。	様々だが, 州政府出資5割, 企業4割, その他商工会等。	国, 欧州投資銀行, 預金供託銀行, 地方庁。国家から毎年10億フランの追加出資。
保証割合	50~80%の部分保証, 平均填補率71.5%。	追加的融資への保証である。通常50%~60%, 特別の場合80%までの保証。	40~50%(創業70%)平均42%, 残りは金融機関のリスク負担。
保証限度額	150万DM(約8,500万円)		
保証承諾実績	毎年約7,000件, 21億DM(約1,200億円), 保証債務残高9,685百万DM(約5,500億円), 件数43,754件(2000年度)	保証債務残高11.8兆リラ(約6,800億円)(1999年度)	保証債務残高320億フラン(約5,344億円), 150,000件(2000年度)

(21) 本表作成に際しては以下の資料を参照している。

『信用保険月報』2001/11(ドイツ), 01/12(イタリア), 2002/1(フランス), 02/2(イギリス)各号, 中小企業総合事業団編集, (財)中小企業総合研究機構発行。

「アメリカの信用保証制度——現地調査報告——」中小企業信用保険公庫, 1997年。

「信用保証制度の現状——2001——」社団法人 全国信用信用保証協会連合会, 2001年。

(22) 以下, フランスの信用保証制度は SOFARIS に関するものである。

審査体制	金融機関の審査をパスした者。さらに保証銀行の審査があり、申込の20%が承諾。		金融機関が行なう。ただしフランス銀行の格付が悪い企業と赤字企業は独自基準で審査。
保証料率	保証承諾時に（融資額×填補率）1%の処理手数料。これとは別に、各年度残高の0.7~1%の保証料。	0.25~1.00%	0.45~0.6%
代位弁済	1,589件, 356百万 DM (約200億円) (2000年度)		金融機関が担保等で回収, その後代位弁済。1,200件, 211百万フラン (約35億円) (2000年)
担保	人的, 物的担保はない。	原則無担保 (93%が無担保)	
再保険 (再保証)	連邦政府, 州政府の負担。	Medio Credito Centrale: MCC と中央保証基金。90%保証。国家保証。	保証料×1/2+基金運用益90%-保証債務履行額=国家負担。

制度内容	イギリス	アメリカ	日本
根拠法・設立	産業法	中小企業法	信用保証協会法
主務官庁	貿易産業省	Small Business Administration (SBA) ⁽²³⁾	経済産業省・金融庁
法人の性格	独立行政機関の Small Business Service が運営	公的機関	公的機関
機関数	—	連邦政府によるもので, 州制度との組み合わせがある。	52 (他に157の支所・出張所)
基金の内訳	政府予算	政府予算	地方公共団体83%, 金融機関17%, 中小企業団体若干
保証割合	業歴2年未満70%, 2年以上85%。	10万ドルまで80%, 他は75%。	100%
保証限度額	業歴2年未満10万£ (約1,800万円) 2年以上25万£ (約4,500万円)	75万ドル (約9,000万円)	保証種類によって異なる。1,000万円~5億6,000万円 (個人・法人の場合)
保証料率	融資が変動金利の場合1.5%, 固定金利の場合は0.5%。	期間別と金額別	最高1%
代位弁済	保証部分と利息の最大9ヶ月分	期限後60日, 本報告書で事故率は3.17%	期限後60日

(23) 他にも州政府設立による機関, 公社が存在するが (中小企業総合事業団 H.P.), ここでは SBA プログラムに限る。

担保	無担保が原則，人的担保はない。	原則担保徴求	無担保保証は8,000万円，無担保無保証人は1,000万円限度
再保険（再保証）	国家保証	連邦政府予算	中小企業総合事業団

3. 中国における中小企業信用保証制度の課題

以上の様に，温州市を典型とした中国における中小企業信用保証制度の展開や，保証限度枠，保証割合等々の個別業務の課題はそれぞれの項で示した。ここでは中国における中小企業信用保証制度の展開に関する基本的課題について述べる。

浙江省温州市「銀信公司」ではインフォーマルな「民間クレジット」縮小のため，「委託融資」（後述）への保証が語られていた。信用保証分野においても温州市では「ナンデモアリ」の様相を示していた。中国の中小企業企業発展のモデルとして，温州市の信用保証制度が成功することを筆者は期待しているが，現在の展開には以下のような課題と問題点が存在すると考える。

(1) 中小企業信用保証制度の基本的役割

日米欧とも中小企業に対する信用保証制度は，中小企業政策として展開されている。「促進法」にも示されているとおり，これが中国においても現在推進されつつあるが，その具体的政策手段としてどのように展開されるかは先進各国間に相違がある。しかし中小企業信用保証制度が市場経済を補完するための政策手段であることへの認識は各国共通し，中小企業信用保証制度は中小企業政策に役立っている。これに対し中国では，「促進法」や政策当局の認識は，信用保証制度の設立が重要な政策課題とされているが，この制度の運営，維持・存続手段を市場経済にゆだねようとしているようである。中国の政策・研究当事者は，中小企業信用保証制度が政策手段として活用されている各国の現状を熟知しているが，信用保証制度に関する市場経済に対する期待が，幻想で終わらぬようお願いしたいものである。

(2) 中小企業信用保証機構に対する再保険機構の課題

日本の信用保証協会によって保証承諾された保証債務は，原則としてすべて中小企業総合事業団の保険部門（旧信用保険公庫）に再保険されている（包括保険保証制度）。これに対して中国の信用保証機構は，「中小企業担保体系は都市，省，国家の三級機構で構成され」「中小企業再担保機構は省を単位として作る」ことになっている。つまり，市や県にある信用担保公司の上部に省単位の再

担保機構を作ろうとしている。本稿で述べた温州市を例とすれば、浙江省全体で、個別担保会社の再保険制度を作ることの必要性が「通達」によって基準として示されている。

私営企業としての信用保証会社が中小企業に対する信用保証業務を「マーケット」としてとらえ、利益目的、つまりリターンを期待して経営するのは「大いなる実験」である。しかし、中国のように広大な土地の中で、農業も含めた信用保証会社を地域毎に作っていくと、個別の保証会社では防げぬ天変地異、季節的な影響や世界的な企業戦略の特定地域への影響が将来想定される。その際、個別の保証会社は私営企業なのだから「リスク回避」とはいつても変動に耐えられないのではないか。最終的に困難に直面するのは保証を受けた中小企業である。省レベルで、利益目的の私営信用保証機構と政府出資の保証機構の混在した再保険機構が設立可能なのであろうか。これに関して、来日した地方政府出資信用保証機構の責任者は、民営企業保証会社と政府出資の保証機構との間に再保険料に差を設ける方向で、ある省では解決策を探っていると語った。

(3) 信用保証会社による投資業務

担保会社が余裕運用資金を株式や債券に投資することが2004年に認可された。個別の信用保証会社が一般企業に資本投資することが認められたのである。しかも現在のところ実施されていない模様ではあるが、保証先企業に対する投資も視野に入れているようである。これを行えば「一蓮托生」、信用保証の意味が根本から崩壊するであろう。温州市の信用保証制度設立に関わるリーダーは、「インフラなど安全な事業に投資し、資金の50%以内に限定したい。」と説明した。建設ラッシュ・高成長中の中国の現状を前提とした発言だが、たとえば高速道路、鉄道など日本の事例からすると、インフラへの投資が必ずしも安全であるとは思えない。

(4) 「依頼融資」に対する信用保証

金融機関からの「フォーマル」な融資が受けられない中小企業は、「インフォーマル」融資、「民間クレジット」に頼らざるを得ない。これには種々のケースがあり、通常で金利は市中金利の数倍であり、返済は社会問題にもなっている。これを正規ルートにのせようとあみだしたのが「依頼融資」である。資金を持つ人と持たない人が、市中銀行等を通じず資金を融通する制度が「インフォーマル」融資であるが、これを銀行が仲介、表面化させ借り手の存在を認め手数料を取るという制度である。「依頼融資」とは、市中銀行等が直接融資しないで、インフォーマルな機関や個人に対し融資を依頼するという意味であろうか。この様な「依頼融資」に対し、信用保証会社が信用保証しようとするのである。「インフォーマル」融資の適応金利は政策的にチェックされ、違反であれば処罰されるという。日本流に言えば、ノンバンクに対し信用保証するだけでも表現できよう。しかし政策的にチェックできないから「インフォーマル」なのではないか。「依頼融資」に対する信用保証がもしも可能であっても、結果的に「インフォーマル」金融を促進することになるであろう。

このように、中国における信用保証制度の展開は、極めて急ピッチ、多様に展開されている。おそらく数年後には新しい制度が構築されているのであろう。

(豊橋創造大学経営情報学部教授)